

大和市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月18日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 青木 正 始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 大和市スポーツ施設設置条例規定施設
団 体 公益財団法人 大和市スポーツ・よか・みどり財団
所管部局 文化スポーツ部 スポーツ課
- 3 監査対象期間 令和3年4月～令和4年1月
- 4 監査年月日 令和4年2月18日
- 5 監査の方法 この監査は、団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行なわれているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事項

- ア 施設管理業務に関する事務
- イ 協定書等に基づく義務の履行に関する事務
- ウ 利用料金の設定に関する事務
- エ 施設の管理に係る会計経理に関する事務

所管部局に関する事項

- ア 指定管理者の選定に関する事務
- イ 管理に関する協定書等の締結に関する事務
- ウ 委託業務の履行確認に関する事務
- エ 事業費の支払手続き等に関する事務

6 監査結果 施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。